

武豊町子育て世帯応援臨時給付金

子育て世帯の生活を応援するために一時金を支給します。

▶ 問合せ 役場子育て支援課

対象者 武豊町に住所のある、児童手当6月分(一部5月分)の受給者(特例給付除く)

支給額 対象児童1人につき1万円

支給時期 8月中(公務員は後日支給となります)

申込み ●公務員以外の人…申請は不要。ただし、6月に武豊町より児童手当現況届を郵送した人はそちらの提出が必要です(受給を辞退される場合は、7月30日(木)までに届出書の提出が必要になります)
●公務員…11月16日(月)までに申請
※申請書は町ホームページからダウンロードするか、役場子育て支援課窓口にて配布
※詳しくは、町ホームページをご確認ください

町独自の子育て対策
第2弾!



水道基本料金支援事業

新型コロナウイルス感染防止や「新しい生活様式」の広がりにより、手洗いやうがい等で水道を利用する機会が増えています。また、特に夏場は使用水量が伸びることから、一般家庭や事業者等の経済的な負担の軽減を図るため、水道の基本料金を免除します。

▶ 問合せ 役場上下水道課

支援内容 水道料金の基本料金免除(主に7・8月に使用する2か月分)

対象者 武豊町水道事業から給水を受けているすべての人

対象期間 令和2年7月定期検針後から9月定期検針まで

実施方法 10月請求時に当該期間の水道料金から基本料金相当額を差し引きます。基本料金相当額を差し引いた後、請求額が0円となる場合は、納付書の送付および口座振替は行いません(申請は不要です)

免除金額 基本料金は、メーターの口径により異なります。
基本料金(2か月分・税込)

メーター口径 13ミリの場合 1,100円

メーター口径 20ミリの場合 1,320円

※詳しくは、検針票または町ホームページをご確認ください

